



新型コロナウイルス ワクチン接種 準備を進めています

接種は強制ではありません。

国が定める接種順位に沿って適切なワクチン接種を行います。接種に必要なクーポン券(接種券)を65歳以上の高齢者から順次対象者へ、3月中旬以降から郵送予定です。

接種順位 ①医療従事者など ②65歳以上の高齢者 ③基礎疾患のある人や64歳以下
※ワクチンの供給状況により、さらに細分化される場合があります。

接種場所 医療機関(個別接種)、保健センターなど(集団接種)

※詳しくは決定次第随時お知らせします。

厚生労働省
新型コロナワクチン
について▶



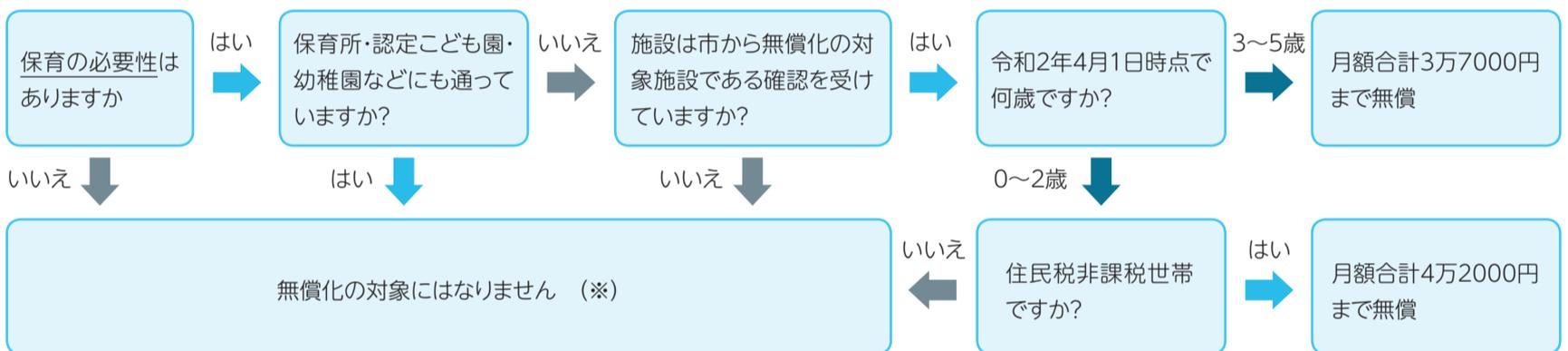
健康づくり課 ☎0276-46-5115

幼児教育・保育無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化のうち「一時預かり事業」「認可外保育施設」「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」を利用した場合には、保護者から市への請求手続きが必要です。

請求書に必要事項を記載して、施設から発行される領収書と特定子ども・子育て支援提供証明書の原本、通帳の写し(初回のみ)をこども課(市役所3階)へ提出してください。

対象となるには市に申請し「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定前に利用したサービスなどは、無償化の対象になりません。



(※)幼稚園が預かり保育を未実施などの場合は、預かり保育利用部分(月額1万1300円)が無償になる場合があります。

こども課 ☎0276-47-1830



転出前に手続きを マル学(学生用)被保険者証

高校や大学などへの修学で市外に住所を異動する場合、被保険者証の手続きをすることで、引き続き親元から保険証を発行できます。

希望者は転出手続きの前に国民健康保険課(市役所1階)へ申請してください。

※毎年度申請が必要です。

対象 国保に加入中で修学を理由に市外へ転出する人

持ち物 本人の保険証、合格通知などの入学の事実が確認できる書類(入学後に在学証明書を提出)、印鑑(スタンプ式不可)、マイナンバー(通知)カード

※「高校や大学など」とは学校教育法に規定する学校・各種学校の他、同程度の教育を行う教育機関です。

国民健康保険課 ☎0276-47-1825

特別障害者手当・障害児福祉手当の申請

対象になる障がいの程度など、詳しくは障がい福祉課(市役所1階)で確認してください。

※障がい者本人や扶養している人の所得が一定限度額以上は支給されません。

※月額は4月以降の金額です。

特別障害者手当

対象 次の要件を全て満たす20歳以上

- 著しく重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護が必要
- 社会福祉施設へ入所していない
- 病院に3カ月を超えて入院していない

※内部障がいのみの場合は対象外です。

月額 2万7350円

障害児福祉手当

対象 次の要件を全て満たす20歳未満(特別児童扶養手当と併給可)

- 日常生活で常時介護が必要
- 障がいを支給事由とする給付を受けていない
- 社会福祉施設へ入所していない

月額 1万4880円

障がい福祉課 ☎0276-47-1828